

旭川医科大学資産貸付細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年3月13日学長裁定)

旭川医科大学資産貸付細則の一部を改正する細則

旭川医科大学資産貸付細則（平成16年4月1日学長制定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和8年3月20日から施行する。</u></p> <p>別紙1-1（第4条関係） 別紙1-2（第4条関係） 別紙2-1（第4条関係）（略） 別紙2-2（第4条関係）（略） <u>別紙3（第7条関係）</u></p> <p><b>【改正理由】</b> 事務簡素化、経費削減ため、貸付料の算定方法を見直す所要の改正を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>別紙1-1（第4条関係） 別紙1-2（第4条関係） 別紙2-1（第4条関係）（略） 別紙2-2（第4条関係）（略） <u>別紙3（第7条関係）</u></p>

(新)

別紙1—1(第4条関係)

資産使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長

申請者 住所

氏名



下記のとおり貴学所有の資産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用物件
  - (1) 所在
  - (2) 区分
  - (3) 数量
- 2 使用目的
- 3 使用期間及び時間
- 4 使用人数
- 5 その他参考となるべき事項

(旧)

別紙1—1(第4関係)

資産使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長

申請者 住所

氏名



下記のとおり貴学所有の資産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用物件
  - (1) 所在
  - (2) 区分
  - (3) 数量
- 2 使用目的
- 3 使用期間及び時間
- 4 使用人数
- 5 その他参考となるべき事項

(新)

別紙1—2(第4条関係)

資産使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長

申請者 住所

氏名



下記のとおり貴学所有の資産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用物件
  - (1) 所在
  - (2) 区分
  - (3) 数量
- 2 使用目的
- 3 利用計画(事業計画)
- 4 使用期間
- 5 その他参考となるべき事項

(旧)

別紙1—2(第4関係)

資産使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長

申請者 住所

氏名



下記のとおり貴学所有の資産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用物件
  - (1) 所在
  - (2) 区分
  - (3) 数量
- 2 使用目的
- 3 利用計画(事業計画)
- 4 使用期間
- 5 その他参考となるべき事項

## (新)

### 別紙3 (第7条関係)

#### 貸付料算定基準

資産の貸付を許可する場合の貸付料（消費税相当額を含まないものとする。以下同じ。）の年額の算定については、本算定基準によるものとする。

なお、この基準は、令和8年3月20日以降に貸付料を算定するものから適用する。

#### 第1 継続的貸付料

学内の先行事例を参考に貸付料を定める。

#### 第2 一時的貸付料

- 1 貸付期間が一時的な場合（例えば、本細則第2条第1項第5号に該当する場合）の貸付料の算定は、貸付取引事例又は学内の先行事例を参考に定める。なお、その期間は、半日又は全日の単位とする。
- 2 学会等学外団体の用務を本学教職員が行うために使用する場合、土地及び建物貸付料の5割を減免することができる。
- 3 一時的貸付料は、必要に応じて改定するものとする。

#### 第3 土地又は建物以外のものの貸付料

実情に応じて貸付料を定めるものとする。

#### 第4 光熱水料相当額

実情に応じて、光熱水料相当額を定める。

#### 第5 前年次貸付料との調整

- 1 貸付の許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料を超える場合  
第1に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料（前年次の期間が1年に満たない場合は、年額に換算した額とする。以下同じ。）の1.2倍を超えるときは、前年次貸付料の1.2倍の額をもって当該年次の貸付料とする。
- 2 貸付の許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料に満たない場合  
第1に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料の8割に満たない場合は、前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とする。

#### 第6 その他必要な事項については、別に定める。

## (旧)

### 別紙3 (第7関係)

#### 貸付料算定基準

資産の貸付を許可する場合の貸付料（消費税相当額を含まないものとする。以下同じ。）の年額の算定については、本算定基準によるものとする。

なお、この基準は、平成21年4月1日以降の貸付料を算定するものから適用する。

#### 第1 土地の貸付料

##### 1 不動産鑑定士の鑑定使用料による算定

以下の算式により算定する。

計算式 貸付料＝平方メートル当たりの使用料年額×使用許可面積

鑑定評価額の徴取は5年に1回とし、次年度以降4年間を限度として、当該鑑定評価額に係る変動率を徴し、これを乗ずることにより算定することができる。

#### 第2 建物の貸付料

##### 1 不動産鑑定士の鑑定使用料による算定

以下の算式により算定する。

計算式 貸付料＝平方メートル当たりの使用料年額×使用許可面積

鑑定評価額の徴取は5年に1回とし、次年度以降4年間を限度として、当該鑑定評価額に係る変動率を徴し、これを乗ずることにより算定することができる。

##### 2 建物の一部の貸付を許可する場合において、相手方の従業員、来客等が占有部分のほか共用部分についても専ら使用するとき、共用部分を含めて貸付料を算定する。

#### 第3 一時的貸付料

貸付期間が一時的な場合（例えば、本細則第2条(1)の⑥に該当する場合）の貸付料の算定は、次によるものとする。

##### 1 土地の貸付料

不動産鑑定士の鑑定使用料による算定

以下の算式により算定する。

計算式 貸付料＝平方メートル当たりの使用料日額×使用許可面積

平方メートル当たりの使用料日額は不動産鑑定士の鑑定使用料による平方メートル当たりの使用料を用い算出するものとする。

##### 2 建物の貸付料

不動産鑑定士の鑑定使用料による算定

以下の算式により算定する。

計算式 貸付料＝平方メートル当たりの使用料日額×使用許可面積

平方メートル当たりの使用料日額は不動産鑑定士の鑑定使用料による平方メートル当たりの使用料を用い算出するものとする。

#### 第4 土地又は建物以外のものの貸付料

実情に応じて貸付料を定めるものとする。

#### 第5 前年次貸付料との調整

##### 1 貸付の許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料を超える場合

第1又は第2に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料（前年次の期間が1年に満たない場合は、年額に換算した額とする。以下同じ。）の1.2倍を超えるときは、前年次貸付料の1.2倍の額をもって当該年次の貸付料とする。

##### 2 貸付の許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料に満たない場合

第1又は第2に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料の8割に満たない場合は、前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とする。

#### 第6 本算定基準の特例

本算定基準により貸付料を算定することが著しく実情に添わないと認められる場合には、学長が別に貸付料を定めることができる。